

Lochner 判決の亡靈と/or/その最近の評価断片

青 山 武 憲

はじめに

——世紀に入つて間もなく、『Lochner の遺産の遺産』(Lochner's Legacy's Legacy) と書く論文で、David E. Bernstein は、実体的適正手続の代名詞ともいえ、適正手続条項に確と契約の自由を認めた Lochner 事件に関連して「*Lochner v. New York* の亡靈が、アメリカの憲法に憑りついている。」と述べた。⁽²⁾ Lochner 事件以前、一八九八年には、連邦最高裁判所は、炭鉱従事者の労働時間を一日一〇時間に制限した立法を合憲としていた。⁽¹⁾ ところが一九〇五年、その連邦最高裁判所が、右の Lochner 事件で、パン業について同様になされた労働時間規制立法を違憲としたのである。その違憲判断を下した Rufus W. Peckham 判事による判決が、アメリカ合衆国（以降、「合衆国」と書く。）では、その憲法に憑りついているとしたのだ。

そのようない」ともあつて、Lochner 事件は、憲法学者の脳裏にもいびり付いている。Lochner 判決に関する論文は、二一世紀になつても依然として絶えないのだ。⁽⁵⁾ その中の一つで自由放任主義的立憲主義を研究した Matthew J. Lindsay によれば、合衆国の法律学者たちは、一九世紀後半に始まつ Lochner 事件で頂点に達した自由放任主義的立憲主義の起源と本質との問題を取り組み続けている⁽⁶⁾のである。実際、Lochner 判決の類が概ね幅を利かした時代（一八九七—一九三七）⁽⁷⁾（以降、「Lochner 時代」といふ。）は、今や連邦最高裁判所の判決史の一時期を画したものとして口にされているのだ。そしてその時代の象徴である Lochner 判決は、依然として連邦最高裁判所の判決史でも最も論争されるものの一つとなつてゐるのである。⁽⁸⁾

多くの重要な判決がしばしば異なる評価を生み出していくよう、Lochner 判決についても、異なる評価が存在する。その判決は、五対四と云う際どいものであつた。その際どさは、判決後の評価の対立あるいは論議を予想させるものであつた。司法と政治の問題に詳しく、それらの面から Lochner 事件を論究した Paul Kens は、Lochner 判決に不満のある人々から見れば、その判決は、政治的・経済的・社会的に欠点がある理論に基づいて悪い公共政策を固定化したものと云う。それ故、彼らは、躊躇うことなく、Lochner 判決を自由放任主義および社会的ダウニズム（Social Darwinism）に根差した無為哲学（a “do nothing philosophy”）を示したものと述べている⁽⁹⁾のだ。そして彼らによつて Lochner 判決は、時代の趨勢に逆行するものであつたとされる。にも拘わらず、そのような判決を画期的なものとみなす見解が存在する⁽¹⁰⁾のは、彼らが気に喰わないところである。

そのような者と同様な立場から、Lochner 判決を悪評高い彼の Dred Scott 事件の判決と同様に位置づけ、司法部が間違つた當みをした代表的な事例と看做して、連邦最高裁判所の歴史の中で悪評高いものと説く者は、決して少な

くない⁽¹⁰⁾。そもそも彼らによる Lochner 判決に対する批判は、執拗であり強力である。

そのような批判の強さは、他方で、Lochner 判決に対する根強い支持があることを意味している。⁽¹¹⁾この立場の者にとっては、そのような批判の強さがその判決を支持するエネルギーの源となつてている。実際、Lochner 時代を通じて存在するいわゆる Lochner 主義を財産権や経済的自由を擁護する立場から支持する主張は、決して少くない。取り分け一〇世紀終盤以降、Lochner 主義の見直し論は、強まつてもいる。それも、Lochner 主義と社会・経済改革との関係を研究した Seven M.Ingram によれば、歴史家や法学者は、Lochner 主義を改革の動きに対する裁判所による反感を証するものと看做していたが、最近の見直し主義の学者は、Lochner 主義が進歩的な法律に対する裁判所による対的であつたわけではなかつたことを証明していると云うことである。⁽¹²⁾社会的民主主義者によつて唱えられたニュー・リベラリズムと Lochner 判決の法理に代表される古典的リベラリズムとは、矛盾しないと云うのだ。また福祉主義に対する新たな動きを究明した Mratha T.McCluskey のように、一〇世紀終盤に現れた経済効率を重視する法と経済の核心に係るネオ・リベラリズムを Lochner 主義の復活と見る向きもある。⁽¹³⁾ともあれ、Lochner 主義との後のリベラリズムとの関係は、Lochner 法理をいかに解するかに左右されるところである。

ところで、冒頭に触れた D.E.Bernstein は、取り分け Lochner 判決の法理を追究している代表的な研究者の一人である。彼によれば、連邦最高裁判所が Lochner 事件を裁いた後ほぼ百年と云うもの、Lochner 判決とそれを継承した判決とが依然として司法の過ちのいんを判断する基準となつていて云うことである。そしてその過ちを避けることこそ、現代の憲法や憲法学者が最も執着しているところであり、主要な論点とされて云うとするのだ。⁽¹⁴⁾そのような Lochner 事件に係る論議や評価は、興味を引くところである。そこで以降では、しばしば経済的な自由、とり

わけ契約の自由の牙城と評される Lochner 判決およびそれに関連した動きと主として新たな評価に注目してみる。

一 「Lochner 時代」概説

我々は、このように「規制的な」性格を有する多くの法律が公衆の衛生若しくは福祉を守る目的を有する警察権の名目で可決されているが、現実には、それらが他の動機で可決されている事実に目を閉じるにはできない。

——Justice Rufus W. Peckham——⁽¹⁶⁾

1 Lochner 時代の胎動

Lochner 時代の特徴については、いろいろな指摘がある。経済的自由、取り分け契約の自由を規制する立法を無効なものとするために実体的適正手続規定を使用したことを指摘するもの、あるいは、州際通商に関する連邦政府の権限を制限した裁判所の動きを指摘するもの等は、その代表的な例である。中でも注目され、以降でも主として注目するのは、前者である。連邦最高裁判所が合衆国憲法修正（以降、単に「修正」という。）一四条が定める適正手続条項上の自由に経済的自由をも含めて解釈した最初の判決は、法律を守っていない海上保険会社との取引を規制した Louisiana 州法を全一致で無効とした *Allgeyer v. Louisiana*, 1897⁽¹⁷⁾ である。その Lochner 時代の幕開けと云える事件の先駆をなしたものとしては、適正手続規定における人に法人を含めた *Santa Clara County v. Southern Pacific Railroad Co.*, 1886 や州による警察権の行使の正当性を審査する意欲を示した *Mugler v. Kansas*, 1887⁽¹⁸⁾ があつた。⁽¹⁹⁾ Lochner 判決は、それらのうち Mugler 判決を引用したし、Mugler 判決は、Lochner 判決の先駆として少なからず注

目されている。そのような」ともあつて、司法権について精通した Michael G.Collins の如きは、その他の多くの論文⁽²¹⁾に目を向けながらも、いの Mugler 判決を Lochner 時代の幕開けをなしたものと看做している。⁽²²⁾

少しく論題から離れるが、余り注目されていないものの、右の Allgeyer 事件の判決の日に、Chicago, Burlington & Quincy Railroad v. City of Chicago, 1897⁽²³⁾において、「正当な補償」をせず公用収用をした事例が、適正手続に欠けた。この判決もまた、実体的な面からなされたものであつたのだ。その意味で、一八九七年二月一日は、連邦最高裁判所史において無視し得ない日であつた。その日は、連邦最高裁判所が新たな時代に入る」と予測させる日であつたのだ。

再び戻つて、連邦最高裁判所は、Allgeyer 事件で認めた自由を絶対的なものと解したわけではなかつた。州の警察権に従うものとしたのだ。⁽²⁴⁾ その警察権が行使される時期や限界については、事案次第とされた。それでもその事件では、自由の範囲がかなり広く解され、その自由に人身の自由だけでなく、市民がその能力のすべてを享有、行使しきを営む等のために契約する自由も含められた。⁽²⁵⁾ しかし、鉱山における一日八時間以上の就業を禁止した Utah 州法が容認された翌年の Holden v. Hardy, 1898⁽²⁶⁾ では、自由の範囲は、かなり狭められた。これは、労働立法に係る連邦最高裁判所における最初の事件であつた。この事件では、健康や安全に対して有害性を伴う鉱山業における契約の自由が問題とされた。それも警察規制が、公衆の衛生、安全若しくはモラル、あるいは公害 (public nuisance) の排除のために確と容認された。立法府には、いろいろな利益のために広範な裁量が認められた。そして、警察権は、正当に行使される限り、契約によつて制限されることはない」とされたのである。⁽²⁷⁾ そのような流れを汲んで、Otis v. Parker, 1903⁽²⁸⁾ やも、株式の信用買いに関して契約の制限が認められた。やむこと Northern Securities Co. v. U.S., 1904⁽²⁹⁾ では、

州際通商条項に関連して反トラスト法が認められた。これらの動きには、連邦最高裁判所が後に Holmes 判事的評価で述べられた自由放任主義的立憲主義あるいは古典的リベラリズムを離れて修正立憲主義、いわゆるニュー・リベラリズムへと移行する兆を思わせるものがあつた。しかしながら、連邦最高裁判所は、そのような予感を程なく覆した。そのような予感を覆したのが、外ならぬ Lochner 判決であつた。

2 Lochner 時代概要

Lochner 事件で法廷意見を述べた R.W.Peckham 判事は、Allgeyer 事件で法廷意見を述べ、Holden 事件では反対意見を述べていた。それ故、Lochner 事件における彼の姿勢には、予測されるものがあつた。実際、案に違わず、彼は、ビジネスに関連して契約する一般的な権利を修正一四条が守っている個人の自由の一部であるとした。その修正一四条の下で、州が人の生命、自由あるいは財産を奪うには適正手続に従うことを求めた。そして、労働を売買する権利について、それを排除する状況が無い限り、修正一四条によつて守られている自由の一部であるとした。その際、判例上、警察権が、概ね州の公衆の安全、衛生、モラルおよび一般の福祉に関して述べられ、自由や財産はその合理的な制限の下で保有されるものとされたことを確認しながらも、自らは、警察権を人々のモラル、衛生、あるいは安全を守る権限と同視した。⁽³⁰⁾ そして、職種、強制的予防接種等に伴う公衆の衛生等のための警察権による諸種の規制例を容認しながらも、清潔で衛生的なパンは、パン業者の労働時間に左右されるものではないとした。パン業者も、公正で合理的で適切な警察権には服するが、問題の労働立法は、そのような警察権の行使ではないとしたのである。そのような見地から、彼は、労働立法から契約の自由を保護する確固たる姿勢を示したのだ。この Lochner 判決は、以

降暫時、連邦最高裁判所が実体的適正手続の下で経済的自由のために經濟および労働に係る立法を無効にする直接的契機となつた。その判決の姿勢が踏襲された代表的な事件を垣間見てみる。

Lochner 事件判決の三年後、*Adair v. United States*, 1908 では、鉄道会社に対して黄犬契約を禁じた連邦法が無効とされた。⁽³²⁾この姿勢は、同様に黄犬契約を禁じた州法に係る *Coppage v. Kansas*, 1915 でも確認された。⁽³³⁾雇用者が使用者と組合との関係に関わる行為への規制が否定されたのだ。Adams v. Tanner, 1917 では、職業取次法が問題となつた。⁽³⁴⁾Washington 州で一九一四年に、職業取次店が自ら取次料金を決めることが禁止されたのだ。連邦最高裁判所は、そのような禁止立法が公共の福祉のために有用であることを認めた。しかし、それは、不道徳でも危険でもないビジネスを規制するものであり、恣意的で圧制的であるとされた。⁽³⁵⁾Hammer v. Dagenhart, 1918 では、州における児童の労働を害悪から保護する一九一六年の連邦立法が問題となつた。⁽³⁶⁾児童を雇用している工場からの荷物の州際輸送の禁止の合憲性の問題である。この事件で、連邦議会は、憲法によつて委任された以外の権限を行使することはできないとされた。そして、州際通商条項によつて児童を保護しようとした連邦議会の行為が、州の権限を侵す越権行為とされた。⁽³⁷⁾この Dagenhart 法理は、児童労働を行わせている雇用者の純益に一〇%の課税をした行為が問題となつた。⁽³⁸⁾Bailey v. Drexel Furniture Co. 1922 でも継承された。その Bailey 事件の前年、*Duplex Printing Press Co. v. Deering*, 1921 では、連邦の反トラスト法が問題となつた。⁽³⁹⁾この事件で法廷意見を述べたのは、Pitney 判事であった。彼は、問題となつた法律が保護しているのは労働組合の存立と運用だけであり、その構成員の活動は大して保護されていなかつた。そして、問題のボイコットが反トラスト法によつて差止めを免れるのは、それが合法で正当な場合に限られるとした。⁽⁴⁰⁾しかし、そこでその合法および正当の定義はなされなかつた。それでも問題の法律以前に、

Duplex 事件におけるような「ボイコットが違法とされた *Loewe v. Lawlor*, 1908 のような先例が既にあった。Pitney 判事が Duplex に対する差止めによる救済を認めたのは、その先例を踏まえたことである。⁽⁴¹⁾ Bailey 事件の判決の翌年、⁽⁴²⁾ *Adkins v. Children's Hospital*, 1923 では、女子や児童のための最低賃金を定めた立法が、契約の自由に反するとされだ。しかし、Nebbia 事件は、*Nebbia v. People of New York* (1934) では、州法である農業・市場法の下でミルク規制委員会がミルクの販売価格を規制した規則の合憲性が認められた。経済的自由に対する強い保護が、緩和されたのである。しかし、Nebbia 事件は、Lochner 時代の終焉を意味しなかつた。その後も、たとえば、農業調整法の下の課税を違憲とした *United States v. Butler*, 1936⁽⁴³⁾ や石炭産業を規制する立法を無効とした *Carter v. Carter Coal Company*, 1936⁽⁴⁴⁾ に見られる如く、Lochner 主義は、維持されたのである。このうち取り分け Carter 判決は、政治的な波紋を生じた。その判決に鑑み、経済危機と精力的に取り組んだ第31代大統領 Franklin Delano Roosevelt が、

「だから、我々は、国民として、裁判所から憲法を救い、また裁判所を裁判所自体から救うために、行動を起こす必要がある時に至っている。我々は、最高裁判所へ訴えるより憲法自体へ訴える道を探さなければならないのだ。我々は、憲法の下で裁判を行う最高裁判所を欲しているのであって、——憲法の上にある最高裁判所を欲しているわけではないのだ。」⁽⁴⁵⁾

と憤懣を述べたのだ。一三〇万人もの失業者が存し、不況のどん底期に合衆国大統領の地位にあつた F.D. Roosevelt は、イギリスの経済学者 John Maynard Keynes に影響されて政治および経済に 19 世紀的自由主義を導入

しようとしていた。彼にとつて、古典的自由主義あるいはLochner主義に固執していると思えた連邦最高裁判所は、障害物でしかなかつた。彼にとつて、「我々が恐れるべき唯一の」とは、自らを恐れることである。⁽⁴⁸⁾ 「どう」と最早なくなり、憲法に上位しているように思えた連邦最高裁判所であつたのだ。当時の「」と論究した William and Mary 大学の教授 Neal Devins は、後に、当時の連邦の裁判所を「古い秩序」(the Old Order) の一部と断じた。⁽⁴⁹⁾ そのような見方は、明らかに大統領側に与するものであつた。俯瞰的に見れば、当時は、はじて古典的自由主義を守つたとされ、行政国家化を警戒した連邦最高裁判所と市場絶対主義に不信を抱いてニュー・ディールを実行し、ニュー・リベラリズムを追求した大統領との熾烈な闘争の時代であつた。その際、F.D.Roosevelt 大統領には、連邦最高裁判所に果敢に挑戦する姿勢があつた。大統領は、連邦最高裁判所がニュー・ディールを促進する組織となるようなプランさえ練つた。⁽⁵⁰⁾ それは、反対派によつて「法廷包み込み計画」と呼ばれたが、そのプランは、大統領の有名な炉辺談話で明らかにされた。そのような法廷外の政治的圧力の影響もあつてか、従来ニュー・ディールに反対していた連邦最高裁判所の Owen Roberts 判事が、大統領の政策を支持する側に鞍替えした⁽⁵¹⁾ともあって、連邦最高裁判所の流れが変わつた。West Coast Hotel Co. v. Parrish,⁽⁵²⁾ 1937 で五対四のからうじての多数によつて Adkins 事件の判決が覆され、問題となつた最低賃金法が支持されたのである。そのいふは、外ならず、Lochner 時代の終焉を意味した。

1 | Lochner 時代の終焉と Lochner 主義批判

1 West Coast Hotel Co. 事件による判例変更

Peckham 法理とその影響を受けたその後の多くの判決に潜む原理である Lochner 主義は、Roosevelt 大統領の司法

外における威圧もあつて覆された。そしてそれ以降、かなりの間、日の日を見なかつた。否それどころか、かなりの者によつて連邦最高裁判所の過ちの象徴であるかの如き扱いを受けた。⁽⁵²⁾ Lochner 時代の裁判所が、適切な社会政策に關して国民を代表する議会の見解を勝手な見解に置き換えていたものと解されたのだ。それは、社会的・経済的な改革の動きに足枷となつた障害と看做されたのである。

ただ Lochner 判決は、一八八〇年代から一八九〇年代にかけて地盤を固めていた連邦最高裁判所の中における憲法論のいわば結論であつた。もとよりそのような理論に対し、学問的にも連邦最高裁判所の中にも、社会状況の変化を考慮した新たな法理論が芽生えていた。法学界におけるニュー・リベラリズムである。そのような新たな動きの中で、Peckham 法理に対する批判の代表的なものとしては、Lochner 事件で「反対意見を述べ、後に「明白で現在の危険」の法理で名を馳せた O.W.Holmes 判事の見解を上げる」とができる。

その Holmes 判事は真っ先に、Lochner 判決が一般化していない経済理論に基づいてなされた旨を述べた。Peckham 判事の経済論は、「邦の大部分が受け入れているところではない」と云うのだ。そして憲法は、それと基本的に見解を異にしている人々のために制定されているもので、そのような特別の経済理論の具現化を意図していない旨を述べたのである。⁽⁵³⁾ これは、彼が修正一四条を Victoria 朝時代の哲学者・生物学者・社会学者で古典的自由主義論者として有名な Herbert · Spencer の社会静学を立法化したものではないと述べていることから明らかのように、彼が Lochner 判決に読み取った自由放任主義に対して批判をしたものである。次に彼は、憲法が特定の政治経済理論を具現化していないとすれば、裁判官は、多くの場合、その理論に代わる適正手続規定上の「自由」と云うような開放的なことばを解釈することはできないと云う。裁判官は、多数人による立法政策によつて示された「当然の支配

的な結論」に従うべきであると云うのである。そのような政策が、適正手続条項のような憲法上の規定に影響を与える場合でさえもである。裁判官が政治経済の領域で制定法を無効にできるのは、理を弁えた公正な人がその制定法を国民のおよび法律の伝統によつて理解された基本的原理を侵害していると認める場合だけであると云うのである。この Holmes 判事には、一般的な命題が具体的な事件を解決することはなく、具体的な事件が解決されるのは、明確な大前提以上に、より鋭い識見および直感がある場合であるとする考え方⁽⁵⁵⁾存した。そして彼には、何よりも政治経済領域の規制に立法府の裁量を広範に認める姿勢が存したのである。⁽⁵⁶⁾ただその場合にも、Lochner 判決批判に際して自由放任主義と云うレッテルで範疇化をしても、警察権と個別法を制定しない立法府の義務との境界の問題を重視しなかつた点は、当時の論評者と異なる特徴と云えた。

余り注目されていないが、Lochner 事件には、White 判事と Day 判事も加わった Marshall Harlan 判事の反対意見も存した。この Harlan 判事の反対意見は、真っ先に、法廷意見が必ずしも明確にしなかつた警察権の範囲の問題に注目している。連邦や州の裁判所のすべての事件で警察権がすべての市民の有害な権利行使から公衆の生命、衛生および安全を守ることに及ぶことが認められていると云うのだ。そして契約の自由も、一定の限度内で、一般の福祉を促進するため、あるいは、公衆の衛生、公衆のモラル若しくは公衆の安全を守るために意図され算段された規制に従うと云うのである。その場合、裁判所が一般の福祉に係る立法行為を審査し得るのは、立法行為が現実的あるいは実質的に一般の福祉の目的と関係が無い場合か、明らかに基本法上の権利を侵害しているときに限られるとされる。そうでない限り、立法の合憲性が推定され、違憲の立証責任は、違憲を主張する者が負うとされるのである。その場合、裁判所は、立法の政策あるいは賢明さのいかんには関わるべきではないともされる。そのような見解から、裁判所が、

労使が同じ立場になく、特殊な職場であることを考慮してなされた *Lochner* 事件におけるような州法を無効にするとすれば、それは、裁判所の権限を超えることになるとされるのだ。「市民の生命、健康および福祉」に配慮する州の固有の権利を侵すことになると云うのである。⁽⁵⁷⁾

Peckham 法理に対する決定的な打撃は、婦人のための最低賃金を定めた *West Coast Hotel Co.* 事件⁽⁵⁸⁾で加えられた。その事件の判決は、*Hughes* 連邦最高裁判所長官（以降、「長官」と云う。）の下、五対四の僅差多数で連邦最高裁判所が社会経済的立法に関してはつきりと姿勢を変えたものであった。その判決で、*Hughes* 長官は、憲法は契約の自由について触れていないとした。憲法は、自由については触れているが、それが定めているのは、適正手続を欠く自由の剥奪の禁止についてであるとした。剥奪を禁止するに際しても、絶対的な不可統制の自由が認められているわけではないとした。その自由については、歴史と含意とがあるとしながら、憲法で保障されている「自由とは、国民の衛生、安全、モラル、および福祉を脅かす害悪に対し法の保護を要求している社会組織における自由である。」とした。そしてその憲法の下にある自由は、適正手続による抑制には従うもので、それを抑制する場合に合理的で共同体の利益のためになされるものは、適正手続によるものとしたのだ。⁽⁵⁹⁾ そしてそのような見解の下で、長官は、「この一般的な自由の本質的な制限は、特別な契約の自由をも支配する。」としたのである。⁽⁶⁰⁾ 続けて長官は、*Allgeyer* 事件、*Lochner* 事件、*Adair* 事件を引用し、また引用されていなかった他の事件においてもそうであるとしながら、契約の自由は、条件が付いている権利であるとした。それは、絶対的な権利ではないから、欲する通りに振る舞う自由はなく、あるいは、好む通りに契約する自由もない。自由が保障されても、契約を本質的なものとしている広範な活動は、立法府の監督を受ける。政府がその自由を制限する権限が否定されるわけではない、と云うのである。一体、自由が意味す

るのは、恣意的な抑制をなくすことであり、共同体のための合理的な規制や禁止を免除するものではないと云うのだ。⁽⁶¹⁾ このような見解の下で、長官は、取り組んだ事件において、施設の所有者と労働者との間に不平等が存在することは立法者により裏付けられており、そのような不平等が存在する場合には、当事者が成年であり、締約能力を有する場合にも、州は契約に干渉することができるとしたのである。⁽⁶²⁾ この Hughes 判決こそ、Lochner 判決に存在するとされる契約の自由に基づいたニュー・ディール反対の保守的司法積極主義を破碎したものと評されているものである。⁽⁶³⁾

2 Lochner 主義批判

殺人とか宝物探しとか労働問題等を扱った Charles Dickens の代表される Victoria 朝のメロドラマは、今日でもしばしば話題になるところであるが、経済的自由の問題に精通した James W. Ely, Jr. によれば、合衆国の憲法史の中で一八八〇年から一九三七年にかけての経済問題が示したところは、Victoria 朝のメロドラマに似ていると言ふことである。卑劣な連邦最高裁判所が、巨大ビジネスに対して温情ある規制を課そうとしている高貴な改革者をイラつかせていてるものとして描かれていると云うのである。そしてその邪悪な物語の中心にあるのは、*Lochner v. New York, 1905* である。⁽⁶⁴⁾ 社会労働問題と取り組んだ立法府に対抗した連邦最高裁判所の判決で、Lochner 事件のそれ程悪く評されているものは少ないので。それも、その流れが変わつて間もない一九四〇年代の初期までに社会の除け者としての Lochner 判決の地位は、確実なものとなつた。⁽⁶⁵⁾ 一九三七年以降、リベラルな評論家によるその判決に対する非難は、急速にいわば儀式化あるいは慣例化したのだ。Lochner 判決の背後にあるとされた自由放任主義は、経済および富の再配分を支持する学者や裁判官たちにとつては噴飯ものであつたのである。彼らにとつて、Lochner

判決は、専らいわば富者あるいは強者の権利のために連邦最高裁判所が積極的に活動した典型的な事例でしかなかつたのだ。

しかしながら、契約の自由は、自由主義を建国のイデオロギーとするアメリカの法文化に深く根差したものであつた⁽⁶⁶⁾。それもおよそ契約は、市場経済にとつて中心的な地位を占めたものであつた。そのことを示して、際立つたアメリカの法史家 J.Willard Hurst は、「一九世紀の当初から七五年にかけての法の成長の中で法が分岐した全構造における契約法の圧倒的な優位」なるものを強調したそうである⁽⁶⁷⁾。J.W.Ely,Jr. によれば、その契約と「システムの台頭は、出生および身分によつて支配された階層的な社会秩序からの色々な関係の移行を意味したと云うことである。その契約の重要性は、私法によつて高められたが、裁判所による自由市場における契約する権利の憲法化は、短期間になされ、それも、第一歩に過ぎなかつたとされる。彼は、その憲法上のものとされた契約を自然法思想に論拠を求めた Marshall 長官的な考え方の力強い再浮上と解している⁽⁶⁸⁾。再浮上と云う以上、契約は、元々、存在し潜在していたわけである。因みに、Marshall 長官は、契約に関する主張を展開した Ogden 事件で敗北したが、その際、合意する権利を政府に先存する自然法に論拠づけた裁判官であつた。なを、契約の自由の問題を論究した Kirsten L.McCaw は、その自由を Ogden 事件における Marshall 長官の理説以前に制定された合衆国憲法一条一〇節の下で国民に留保された根本的権利としている⁽⁶⁹⁾。

しかし、連邦最高裁判所が契約の自由の存在を確認した筈の Peckham 法理には、早くから批判が生まれた。Lochner 判決の二年後の一九〇八年に、既に格差が生まっていた労使の労働契約の問題を取り組み、公共の福祉を促進する」とを立法府の裁量と考えた裁判官で法哲学者でもあつた Learned Hand が、Harvard Law Review に『適正

手続と一日八時間』と云う本格的な批判論文を寄稿した如くである。そこで彼は、修正一四条、修正五条、「権利の請願」(the Petition of Right,1628)、「大憲章」(Magna Carta)等を上げながら、先ずそれらが立法で実現されているとし、次に修正一四条の自由が好きなように目的を追求しその目的のために契約する権利を意味することになつてゐること、それが連邦最高裁判所に定着してゐること、そしてそれらを改める必要がある旨等を主張したのである。⁽⁷⁰⁾ 日頃、社会的経済的問題と取り組んでいた L.Hand については、労使が実質的に対等な立場で自由行使し得なかつた状況が存在するにも拘わらず、自由の名の下に、連邦最高裁判所が自由への干渉を怠る事実に無視し得ないものがあつたのだ。彼は、適正手続を「法の慣習的若しくは通常の手続き」と云う意味に解しながら、立法府が賃金契約を統制することが普通のことであつて受け入れられていることであれば、契約を規制する立法は、適正手続に適つたものであると解した。その時代既に、適正手続を法の慣習的および通常の手続きの意味で解釈した判例は、船員に対する前払い賃金の禁止立法が問題となつた Patterson 事件等かなり存在した。⁽⁷¹⁾ 彼においては、その賃金問題の延長上で労働時間の問題も考えられ得るものであつた。問題の労働時間の規制は、労働者の健康のためを目的としたものだけではなかつたが、そのことによつて、その規制が、労働者の健康のためにならないと云うことにはならないと云うのだ。そして、労働者の活力を保ち、労働者を専門的な仕事の单调さから救済し多様な活動を可能にするための規制が何かについては、広範な統計的な調査が必要であるが、Peckham 法理を科学的知見に基づかず、「機械的な法律学」、抽象的な理由付けに走つてゐるとしたのだ。彼においては、連邦最高裁判所で適法とされた筈の規制の慣習的な性格が問われていいことも、疑問視された⁽⁷²⁾。連邦最高裁判所は、姿勢を変えたと云うのだ。彼には、公共の福祉を促進するための立法は可能であり、労働者の福祉とその労働時間との間には直接的な関係があるにも拘わらず、Peckham 法理がそ

のような関係の不存在を云う点に不満があつた。Peckham 判事も、福祉を論ずる場合には、Hardy 事件等における如く、関係労働者が恩恵を受けるかあるいは不利益となるかの問題を考慮しなければならなかつたと云うのだ。その法理では、関係者が福祉の面で不利益を受けること、あるいは利益を得る場合には、不当に利益を受けることになることが示されなければならなかつたと云うわけである。これを換言すれば、立法府の行為に不条理あるいは抑圧的なものがあることが示されなければならなかつたと云うのである。⁽⁷³⁾ 要するに、L.Hand には、難解な労使関係の諸問題を考慮している立法府の行為に対して敬意を払わない司法の姿勢に不満が潜在したのだ。

一九〇九年には、植物学に精通し、法律学者および教育者として名をなしたNathan Roscoe Pound が、契約の自由を強く主張する理論を現実の産業労働状況について多くの民衆のために配慮する考察をしておらず、私権のために個人主義的な概念が民衆の犠牲の下に誇張され過ぎているとする論文を発表した。⁽⁷⁴⁾ この R.Pound がその論文で真っ先に注目したのは、Adair 事件において法廷意見を述べた Harlan 判事の理論であつた。彼は、Lochner 事件では反対意見を述べた Harlan 判事が Allgeyer 判例等を踏襲して労働を売る者の権利とその者の労働を購入する者の権利の等価を說いたことに注目したのだ。彼は、雇用者と被用者とが相互に平等な権利を持つと説く Harlan 判事らの理説がほぼ二五年間の諸判決の理論の頂点に達したものと看做し、それが法律学者によつて異常な長さで引用される存在となつていてることが気に入らなかつた。そこで、このような法律界の状況と労使の違いに注目する社会学者の見解とを対比した。そして、連邦最高裁判所と異なり、社会学者たちが「いわば平等権に関する論議の多くは、全く中身の無いものである。契約のシステムに関する一切の馬鹿騒ぎは、偽りで水増しされている。」と述べていたことに注目した。彼によれば、現実の産業界の状況を吟味しそれに精通している者たちにとつては、この社会学者の論じている

「」そ正論であつた。それも、彼によれば、契約の自由を歴史的基盤に強く裏付けられているとした Peckham 論は謬論で、それは、一九世紀後期に突如として現れた新しいものであつた。⁽⁷⁷⁾ それは、時代が要求した創生物と云うわけである。そのような彼の見方については、後世、反論が現れるが、その反論についてはともかく、「社会学的法律学」(sociological jurisprudence)（自ら呼んだ法律学）を唱えた彼は、現実主義者として法の批判を先駆けながら、Peckham 法理的な契約の自由を「公権を犠牲にして私権」を誇張している機械的法律学の一部をなしているものとして非難したのだ。彼によれば、契約の自由は、自然法に論拠を置く契約論者や Adam Smith の自由放任主義の哲学による邪道の意見以外に歴史的基盤など持たないものであつたのだ。⁽⁷⁸⁾ それは、A.Smith をはじめ、David Ricardo や John Stuart Mill のような古典的な政治経済学者に由来し、個人主義的偏見を伴つたものなのだ。彼においては、古典的経済学者は社会科学、取り分け社会学に固有な価値である社会的な側面を無視した個人主義的偏見を法に対して与えていたとされたのである。⁽⁷⁹⁾ この R.Pound は、進歩的社会学者 Edward Ross らの社会的価値論の影響を受けていたから、契約の自由の下で行われる労働を売る者とそれを買う者との現実の立場を無視する筈もなかつたのだ。そのような立場から、彼は、Lochner 事件における Holmes 判事の反対意見を評価し、Peckham 法理を反動的なものと述べたのである。彼には、自由放任主義として範疇化された程の Lochner ノートの契約の自由に対する信念に対して鬱積した不満が存在したのである。

司法哲学者 (judicial philosopher) として名を馳せ連邦最高裁判所の判事ともなつた L.Hand & 社会学的法律学の創唱者である R.Pound のやつた碩学の見解は、その後の政治経済あることは法の世界に多大な影響を与えた。連邦最高裁判所の進歩主義について Columbia Law Review に寄稿した一九一三年の Charles Warren の論文によれば、連邦最

高裁判所が「社会正義」を行おうとする立法に対する障害物となつてゐると主張する批判者たちは、文句の対象となつてゐる害悪、彼らが急いで救済すべきとしている害悪の所在を特定するよう求められると、決まってたつた一〇Lochner 事件を上げると云ふことであつたが、同様の傾向は、更にその後も、確認されたところである。⁽⁸⁴⁾ そのような傾向にあつては、労働者の苦情と取り組む立法府の努力を称賛する者は多かつたし、「規制されない契約の自由」が保障する個人や共同体の福祉は、理論上のものに過ぎなく、そのような理論は、不平等が存在する現実の世界を反映していないとされたのである。⁽⁸⁵⁾

三 Lochner 時代への新たな評価管見

1 Lochner 主義に対する批判と見直しの錯綜時代へ

一九世紀の最後の一五年間および一〇世紀初頭の二〇年間は、諸州において社会労働等の規制立法が溢れた時代であつた。州程では無かつたが、同様の傾向は、連邦にも存在した。⁽⁸⁶⁾ Lochner 判決は、そのような動きの中で下されたものであつた。

一八九七年から一九三七年にかけての四〇年間に、連邦最高裁判所では、一二六名の裁判官が携わり、価格、最低賃金、労働時間、労働関係等に係るおよそ一〇〇もの規制が無効とされた。その時代は、二期に分けられる。Lochner 主義が確立されるまでの一九一一年頃までの第一期、その後一九二三年までの時として Lochner 判決が制限された第二期、経済問題の如何に拘わらず、政権に対する制限が強化されたその後の第二期といふようにである。⁽⁸⁷⁾ その間、Lochner 判決的な考え方徹底して反対したのは、Brandeis、Cardozo、Holmes の二裁判官であり、Stone 裁判官も

これに加えてよい。その他は、総じて是是非非の立場を採つたようだ。右の四裁判官の見解は、後世、しばしば検討の対象となつてゐる。その他の裁判官の同意意見や反対意見は、それ程に注目されていない。その間、Bunting 事件では、工場労働者の超過勤務時間の規制が認められ⁽⁸⁹⁾、一時とは言え、風向きは変わつてゐる。Lochner 主義が復活したのは、一九一〇年に⁽⁹⁰⁾ Warren Gamaliel Harding が大統領に選出された後、四名の新たな裁判官が任命されたことによつてである。

大不況が起り、Roosevelt の社会的実験が始まる、その政治力もあって、一九三七年に Lochner 時代が終わり、その後暫時、「Lochner の過ち」を諷諭する者たちの勢いが続いた。そのような勢いの中で、一九八〇年に Bernard Siegel が『経済的自由と憲法』(Economic Liberties and the Constitution) を刊行するまで Lochner 判決を評価した論文は一つだけのようで、それも、控えめのものであった。Peckham 法理は、それ程に数多く且つ悪しく評価されていたのである。⁽⁹¹⁾ D.E.Bernstein によれば、それでも一九六〇年代後半には、Lochner 事件を見直す小さな滴が滴り始めた。その滴は、一九八〇年代までは一つの流れとなつた。その流れが、一九九〇年代には洪水へと変わつた。いわゆる見直し論者が、其処彼処に現れたのだ。折しもその時代、Chicago 学派が、経済や法の問題で取り分け輝いていた。法学界に自由主義的経済思想が急増したについては、Chicago 学派が影響したところが大きかつたそうだ。⁽⁹²⁾

Chicago 学派と新たな Lochner 主義に対する評価との関係はともかく、Lochner コートへの批判は、依然として決して弱くない。その判決を依然として不評の Dred Scott 事件と同位に置き、連邦最高裁判所史における最も信用を失つた、司法が機能不全に陥つた典型的なものと諷諭する者⁽⁹³⁾といふのだ。それを「負の基準」とか「憲法の反対規範」とか「司法の失敗の範例」と評する者⁽⁹⁴⁾⁽⁹⁵⁾もいるのだ。他方で近年、Lochner 主義に新たな評価も生まれてゐる。

そこで以降では、紙数の都合もあり、第一次世界大戦以前から数多い評価はともかく、主としては近年の新たな評価に注目することにする。

2 最近のLochner主義の評価断片

「Lochner の過ち」が論じられる場合、何が過ちかの論議は、未だ決着を見ていない。多くの者が説くところによれば、その過ちとして司法積極主義があるとされる。政府の部門とされる領域に裁判所が不当に介入したと云うわけである。この見解に基づく文献は頗る多く、⁽⁹⁶⁾そのような見解は、司法の謙抑と云う姿勢をとつた多くの判決にも確認される⁽⁹⁷⁾。これに対し、Lochner 時代を研究し、その時代の評価に関して学界で指導的な役割を果たした Cass R.Sunstein の『Lochner の遺産』によれば、司法積極主義は、Lochner 事件における過ちとしては「一次的なもの」とされる。司法積極主義と云う語法は人によつて異なるが、そのことはともかく、彼においては、過ちは、司法積極主義ではなく、それ以上に、コモン・ロー下の自由な市場を法的構造物ではなく自然の一部と見て、それを自由あるいは富の再配分を試みた立法の合憲性の審査基準とした裁判官たちの信念にあつたとされるのだ。要するに、Lochner 判決の過ちを、政府が現存する問題に合憲的に介入したかどうかを判断する基準としてコモン・ローが採用されたことにあつたと云うのだ。政府の関与と政府の中立に関する Lochner 時代の解釈は、憲法を適切に分析せず、コモン・ローを憲法化し再配分を禁止したとされるのである。⁽⁹⁸⁾ C.R.Sunstein の見解は、法学界で広く受け入れられ、Breyer、Ginsburg、Souter ら連邦最高裁判所裁判官に影響を及ぼしている⁽⁹⁹⁾。しかしながら、D.E.Bernstein は、C.R.Sunstein の見方に与しない。彼によれば、C.R.Sunstein は、Lochner 時代の数百の関連事件の中の僅か一〇件に当

たつてゐるに過ぎない。中でも、West Coast Hotel 事件と Adkins 事件に注目してゐるだけと云うのだ。しかも、それらの事件の小さな部分を取り上げて論じてゐるに過ぎないとする。それ故、Lochner 時代を正確に理解していくないと云うのだ。実際、Lochner ポートは、必ずしも再配分原理に全的に反対してはいない。それが反対したのは、警察概念を拡大して場当たり的になされる再配分にあつたのだ⁽¹⁰⁾。Lochner 時代には、警察権の範囲は必ずしも明確にされなかつたが、Peckham 判事も、「本件で警察権は、限界に達している」と云う旨を述べただけであつた。彼は、印刷業、ブリキ業、錠前屋、家具職人、呉服業等雇用の種類およびその種の雇用における被用者の性格を示しながら、特異な状況で雇用に服する人々の階層に係る労働時間の規制を連邦最高裁判所が認めたことを否定していないのだ⁽¹¹⁾。パン業の労働時間を規制することによつて契約の自由に干渉する合理的な理由はないと述べたに過ぎないのである。たとえば、パン業の人々が他の職種の人々に知性や能力の面で劣ると云うような主張がないにも拘わらず、パン業についてのみ労働時間の規制がなされることに対し消極であつたに過ぎないのである。

次に、上院司法委員会の特別顧問を務めた David A.Strauss は、Lochner 時代の連邦最高裁判所の過ちを契約の自由を認めるに際して消極で、その地位を高めるに際して積極に過ぎたと云う。彼によれば、先ず、契約の自由は契約の当事者双方に有益なものであるにも拘わらず、政府による干涉は、第三者が何らかの影響を受ける場合はともかく、御節介に福祉を減ずるものとされる。また契約の自由に対する制限は自治と両立せず、生活の重要な面を自由に管理する人々の権利を否定するものであるともされる。にも拘わらず、Lochner 時代は、契約の自由が法的枠組みを適切に発展させる可能性を理解していなかつたと云うのだ。そのような理解がなされたならば、もつと積極的に契約の自由が認められたはずだと云うのである。次に、Lochner 時代の裁判官たちも、契約の自由にも限界があり、規制され

る場合があることを認めていいるとする。にも拘わらず、彼らは、その自由に伴う価値を守ろうとする余り、謙虚さに欠けるものがあつたとされる。その際、取り組んだ問題が彼らが思つていて以上に複雑であつたにも拘わらず、彼らは、そのことを理解する能力に欠けていたともされている。¹⁰²しかしながら、Lochner 時代、既に契約の自由における当事者間の実質的な不平等が無視されていたわけではなかつたから、当時の連邦最高裁判所が、その自由を認めるに際してある程度慎重であつたとしても不思議ではない。またその時代を通じて契約の自由が偏重されたわけではなかつたから、D.A.Strauss は、その時代に存した躊躇についても一考すべきであつた。

最近、Lochner 事件を踏み台にしながら司法や政治の問題と取り組んでゐる P.Kens は、Peckham 法理が依拠したのは修正一四条の第一に実体的適正手続、第二に契約の自由、第三に狭い警察権であつたとしている。そして Peckham 判事が論じたものは、第一に正規に制定された法律でさえも、修正一四条が保障した生命、自由および財産を不当に奪うことはできず、第二に修正一四条の自由には契約の自由が含まれ、第三にその自由を制限することができる警察権の範囲は広くないと云うものであつたと云うのだ。¹⁰³彼は、この Peckham 法理を「國家の権力を衛生、安全、モラルおよび平和並びに善良な秩序に係る立法に限定する考え方囚われた」制限政府の理論と捉え、その理論を曖昧であつたとしている。そして彼は、「一つ明らかにして、自由放任主義経済理論に立脚したといわれる Peckham 法理をその時代に「普遍的に受け入れられているもの」から程遠く、進歩主義的改革論と抵触する個人主義と「云うブランドに基づいたものと云うのだ。¹⁰⁴しかし、彼の「普遍的に受け入れられているもの」と云う述べ方は、独断に過ぎる。それが独断であることは、一九二〇年代に入つてもなを「普遍的に受け入れられているもの」が無かつたからこそ Roosevelt 大統領によるいわば威圧が必要であつたのであり、また、West Coast Hotel Co. 事件が最

小多数による判決であつたことから、容易に推知し得るところである。

「自由放任主義的立憲主義の時代」とも呼ばれる Lochner 時代⁽¹⁰⁵⁾の契約の自由の問題に詳しい D.N.Mayer によれば、「現代のアメリカの憲法の解釈でいわゆる実体的適正手続程誤解されているものではなく、またアメリカの憲法史で、連邦最高裁判所が実体的に『契約の自由』として知られる権利を守るために憲法の適正手続条項を用いた二〇世紀初期程誤解されている時代はない。」⁽¹⁰⁶⁾ と云ふことである。彼は、その誤解の端緒を Lochner 判決を未だ一般化していない経済論に基づいたものとした Holmes 判事にあつたと云う。そして Holmes 判事による Lochner 判決の範疇化には誤りがあつたにも拘わらず、それが、強い影響力を有したと云うのである。それも、その Holmes 判事の誤解は、進歩主義的運動を行つていた学者や政治活動家を連動させるものであつたとされる。事実、その影響力には多大なものがあつたし、著名な学者たちの中には、いわばその後塵を拝した感がある者もかなりいた。特に彼と歩調を合わせた R.Pound, L.Hand, Charles Warren といった進歩主義の学者たちには二〇世紀初期から既に際立つたものがあつたから、彼らもまた、その後の Lochner 主義の批判者に強い影響を与えた。しかし、D.N.Mayer によれば、Holmes 的に唱論した彼らは、契約の自由の分析に際して中立的であつたわけでは決してなかつた。個人主義哲学に対して敵意を有してさえたとされる。それも、彼らの影響力は多大であつたから、Lochner 判決は、司法積極主義の悪質な例として広く非難されて来たとされるのだ。しかし、彼によれば、彼らが評価しなかつた Lochner 主義は、彼らの認識するところと異なり、中立的ではあつても、明示的にも暗示的にも自由放任主義のイデオロギーに基づくものでは決してなかつたとされる。またその原理は、H.Spencer の社会静学あるいはいかなる自由放任主義をも憲法の中に読み取つてはいなかつたとされている。Lochner 時代に契約の自由を守るために唱えられた」と云えば、自由のため

の一般的な推定の根拠、それも、政府が規制を正当化する合理的なものを十分に証明さえすれば論駁され得るところの推定の根拠を用いることであつたと云うのだ。しかも、それを用いるに際して、Lochner 時代は、必ずしも一貫していくとはいなかつたとされる。実際、Bunting 事件に見られる如く、一時期、Peckham 法理を離れたものがあつた。彼によれば、一貫していなかつた理由としては、自由の規制を正当化する「合理的なもの」の定義、したがつて、政府の警察権の範囲の定義に一貫したもののがなかつたことが上げられている。そのような事実が存するにも拘わらず、進歩主義の学者たちは、この警察権を公衆の衛生、安全、あるいは秩序を守ることに限定する」となく、より広く「一般的な福祉」と云う定型の無い概念を持ち出して積極的に自由を規制する動きを正当化し、Lochner 主義を批判したと云うのである。しかも、Roosevelt 大統領の圧力も功を奏して、連邦最高裁判所までもが警察権に進歩主義的概念を持ち込み、積極的に「社会的立法」⁽¹⁰⁷⁾の合理性を認めたが、契約の自由を守る Lochner 時代を批判する者は、むしろそのような判決に影響されたその後の判決にこそ焦点を当てるべきであつたと云うのである。Lochner 時代の裁判官が目指したのは、自由放任主義のための司法積極主義ではなく、警察権を伝統的な憲法上の限界内に留めることがだけであつたと云うのだ。Lochner 判決でも、「一般的な福祉の促進」について触れているものの、それは、「公衆の衛生、公衆のモラル、あるいは公衆の安全の防護」と云い直されている。Peckham 判事が、必ずしも再配分を否定しているわけではなく、その判決なりの警察の認識の下で、警察規制と云う口実で警察外の規制がなされたことに対して反発していることに鑑みれば、右の D.N.Mayer の見解は、総じて妥当と云える。

その D.N.Mayer には、連邦最高裁判所の人事の変化および法の変化があつて現代的な規制国家・福祉国家の正当性を支持するために、司法の自制を装つて、連邦最高裁判所は、長期間確立されていた憲法の先例を一九三七年に破

棄したとする考え方がある。連邦最高裁判所自体は、West Coast Hotel Co. 事件の翌年、Caroline Products Co. v. United States, 1938において、経済立法に対するいわゆる「合理的根拠」の審査基準を採用して⁽¹⁰⁸⁾、以降一時期憲法学界を賑わし、連邦最高裁判所にも顕現した二重の基準論への道を敷いたが、D.N.Mayer によれば、このような理論は、他の自由に比べて経済的自由をいわば貶める機能を営んだものである。彼においては、Lochner 主義に対しても誤つて銘打たれた司法積極主義なるものが真に発見されるのは、この二重の基準においてとされている。司法積極主義は、いわゆるニー・デイール革命を受け入れた連邦最高裁判所の姿勢から生まれたもので⁽¹⁰⁹⁾、その際生まれた二重の基準論によつて、経済的自由は、こんにちいわゆる精神的自由の下位に置かれ、積極的に規制されることになつたと云うわけである。彼は、Lochner 主義の契約の自由論が様々な警察規制に対して自由そのものに有利に一般的な推定をさせるようになつたと考え、むしろ、その理論を評価するのである。それこそ、憲法に明示に規定されていない経済的自由だけでなく、人身の自由といわれる様々な自由を保護することになつたものと云うのだ。実際、連邦最高裁判所も、この Lochner 法理と同じ基盤に立つて、Griswold 事件に於ける如く、後に憲法上のプライバシーの権利等を認めめるようになる。⁽¹¹⁰⁾

近年、Lochner 主義に対するユニークな評価が存在する。憲法と換喻語との珍しい関係を論ずる Ian Bartrum による評価は、その一例である。彼の Lochner 判決への評価は、それが「憲法学界に一石を投じた」と云ふものである。彼によれば、Lochner 事件は憲法典の換喻的性格を有しているものは他にないと言ふことである⁽¹¹²⁾。実際、その事件の影響を受けた憲法史の一時期には、本稿でもしばしば用いたように、Lochner 時代と言ふ呼び名さえ存するのである。そのようなことから、彼は、Lochner 事件から連想されるものについて論及したのである。彼によれば、その場合、

幾らかの現代の論者においては、その事件の換喻的意味合いが不明確なままであり、そのことは、何らかの確信をもつて Lochner の悪いところを「云うことが難しいことを意味している」とされる。それでも学者たちの中では、その時代と他の時代とを識別する努力はなされており、その努力の中から、悪口雜言、識別、明確化、見直しと「云う現象が生まれている」とされる。また彼によれば、これらは、取りも直さず、Lochner 事件の換喻的意味合いを抽出する闘争の一環である。さらに彼によれば、多くの法律学者は、Lochner 事件に関して非常に増えている学術文献に御目出度い程に無知な者たちであるが、その者たちにとつての Lochner 事件の換喻語は、「抑制の無い司法積極主義」と「云うことである」とされる。⁽¹³⁾ しかし彼によれば、Lochner 判決には、何も恥ずべきことを仄めかすものはない」とされる。彼は続ける。その理論に対する悪評が、とりわけ一九二〇年代の経済の状況と政策の移行から生まれたことは間違いない。しかし、反規範的な換喻語としての Lochner 事件の地位は、大部分憲法学界から持ち上がったものである。組合紙においては、その判決に対して、抑え気味の反応が現れたに過ぎなかつたのだ。その Lochner 事件は、法刊行物に思想豊かな尊敬されるべき批判を数多く生み出しているのである。⁽¹⁴⁾ 実際、このようないくつかの論評を待つまでもなく、その事件が、消極的な評価だけでなく、憲法学界に「一石も」一石も投じていては、間違いないところである。

また Lochner 事件を評した自称「憲法史家」の J.M.Balkin の論文も、ユニークである。彼によれば、Lochner 判決は、「判決を下した時点では誤まっていた」と「云うものだからである。」⁽¹⁵⁾ これは、一九世紀末の *Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey*, 1992 の中で宣せられた O'Connor 判事、Kennedy 判事および Souter 判事らの (Souter によって執筆された先例尊重に係る部分) の合同意見にある「私たちは、Plessy (v.Ferguson) は、判決が下された時^当 (the day) では、過つていたと思う。」と「云う文言に因んだものである。J.M.Balkin の『それが判決を下さ

れた時点では謳っていた。Lochner と歴史主義」という論文の題名から推測されるように、彼は「憲法の変遷」(constitutional change)を説く論者である。憲法的歴史主義(constitutional historicism)と「こう」とばをしばしば用いる彼は、「憲法に関する善悪の法的主張の基準は、社会的、政治的および歴史的な変化に応じて時と共に変わる。」と「云うのである。彼は、Lochner 判決が憲法改正について定める憲法五条によつて覆されたわけではないことに注目する。それが覆されたのは、暗黙のうちに (sub silent) 判例によつてであると「云うのである。そのような変遷について、彼は、ニュー・ディール期になされた解決は当時の妥当な憲法原理の復活であつたようだとしながら、その復活について、Lochner 判決が労働時間と残業とが問題となつた *Bunting v. Oregon*, 1917⁽¹⁶⁾ で覆され、Adkins 事件で元に戻されたこと等の変化の例を示してもいる。そのことに関して、彼は、先例の尊重を説きながらも、理由がある場合の判例の変更を認める。その結果、Lochner 判決が正しいか否かは、それが正当な憲法の変遷であつたかどうかに係る問題であると「云うのである。⁽¹⁷⁾ 因みに、O'Connor 判事らの合同意見は、Lochner 判決とそれを継承した判決について、以降の出来事、取り分け恐慌のような出来事によつて人の自由と規制の無い市場とに係る事実上の前提が損なわれたことから、適正に覆されたとしている。⁽¹⁸⁾ これに対し、M.Balkin は、時代時代の判決を肯定しながら、時代の変化があつた場合に、現在と過去とに注目して判決の正誤を論ずる。彼は、歴史主義を論ずる Mark Tushnet と同様、法律家や裁判官はその時代に生きる良く社会化された法律家とする考え方をする人物である。そのような考え方から、彼は、Lochner 事件の判決を法的に正確に最も良く示しているものをその事件で実際に示された結論に求める。それが、その時代の良く社会化された法律家によるものだからと「云うのである。しかし、いかなる判決も、飽くまでも、判決当時の法意識を反映したものである。彼によれば、現代的な視点やこんにち的憲法論を当時の「良く社会化された法

「律家」に提供すれば、当時の裁判官は、それらを誤っている、あるいは、全く誤っているものと見るだけでなく、突飛なもの、論外のものと看做したであろうと述べる。⁽²⁰⁾これを換言すれば、時代を異にすれば、それぞれの時代に肯定されるはずの判決が、間違つたものとなることになる。したがつて、こゝにちの視点から見た *Lochner* 判決も、同様の評価がなされることになる。彼による右の論題は、そのような論法を採る彼の当然の帰結と言えるのだ。しかし、その論文は、題名から得られる印象程に *Lochner* 判決を低く見たものではない。

おわりに

Peckham 法理は、自由の概念を正確に定義したわけではなかつたが、修正一四条の適正手続上の自由の中に憲法に規定されていない契約の自由を雇用の性質や被用者の労働の特質とに鑑み改めて確認したものであつた。その法理については、Holmes 判事らによつて極端な範疇化がなされた。しかし、Peckham 判事も、先例を引きながら自由に対する警察権による適切な規制を認めていたのだ。彼が留意したのは、その警察目的が拡大されたことであつたのだ。ただ自由を考える場合に、*Lochner* 時代には、中立を盾にして富の配分の面で国家を人々から等距離に立たせ過ぎた嫌いはある。その時代、連邦最高裁判所が、ほぼ一〇〇件の社会福祉規制措置を無効にしたからだ。⁽²¹⁾いわゆる平均的正義に重きを置き過ぎたのだ。その反動から、その時代は、ニュー・ディールによつて葬られた。ニュー・ディール・コートは、実体的適正手続の手法を継承したが、実体的適正手続の比重を民意を反映した多数決主義の立法へと変移したのだ。立法府を尊重して司法が謙抑化したのである。その結果、リベラリズムあるいは経済的な「機会」に関する考え方へに変化が生まれた。富の再配分におけるいわゆる配分的正義が行われるようになつたのだ。それでも、

Lochner 主義の影響は残り、労働者、消費者あるいは貧困者等の憲法的な権利の拡大は遅々としていた。ただ、一九六〇年代後半から一九七〇年代初めにかけては、学者や裁判所が新たな再配分の動きを示した。それに伴い、いわゆる「福祉権の運動」も現れた。⁽¹²²⁾ そしてその運動は、離婚手続き料に係る *Boddie v. Connecticut*, 1971 で非常な勝利を収めた。⁽¹²³⁾ しかしその間に、連邦最高裁判所には、Lochner 時代の延長上の判決も現れた。憲法に規定されていないプライバシーの権利を認めた *Griswold v. Connecticut*, 1965⁽¹²⁴⁾ が、それである。『Yale Law Journal』に投稿した John Hart Ely は、その *Griswold* 判決を踏襲した *Roe v. Wade*, 1973⁽¹²⁵⁾ を評した際に「Lochner 化」(Lochnering) と「こう」とばを用いたが、その「Lochner 化」によつて、経済的自由以外に、憲法に規定されていない新たな自由権が認められたのである。⁽¹²⁶⁾ このような事象に伴い、Lochner 主義への見直しの動きが生じたことは、既に述べた。それも、二〇世紀の最後の一〇年になると、一部の人によれば、Lochner 時代の遺産を利用しているとか、その時代を先駆としているようだともいわれるネオ・リベラリズムが顕在化し、積極的な市場自体の再構築が始まつた。⁽¹²⁷⁾ 合衆国が建国のイデオロギーとしている自由主義は、Lochner 時代と同様、こんにちもその在り様を模索しているのだ。最近では、私企業、自由交易、グローバルな市場経済の効用を説きプライベイト・セクターを重視し、一部で「イデオロギー的に独善的」と形容されるネオ・リベラリズムの是非をめぐる苦悩も見られる。⁽¹²⁸⁾ M.J.Lindsay によれば、「合衆国の法律学者たちは、一九世紀後半に始まり Lochner 事件で頂点に達した自由放任主義的立憲主義の起源と本質との問題と取り組み続けている。」⁽¹²⁹⁾ しかし、Lochner 事件を自由放任主義的立憲主義と看做す見解はともかく、合衆国の人々も連邦最高裁判所も、古典的自由主義、ニュー・リベラリズム、ネオ・リベラリズムなどばで称される時代を通じて、要するに、Lochner 判決を一つの踏み台とし陰に陽に積極的にあるいは消極的に評価を変えながら、

立憲主義の在り様を探索し続けてこぬのだ。

- (1) *Lochner v. New York*, 198 U.S. 45 (1905).
- (2) D.E.Bernstein, LOCHNER'S LEGACY, 82 Tex.L. Rev. 1, at 63 (November, 2003).
同様のトムソン社「一九九九年に『Lochner の歴史』」によれば、Gary D.Rowe は確認する。『Lochner は、約〇年間、死んで埋められたが、それが、山體の母へ、憲法に対する忠誠を示す標記である。死後、アーヴィングの裁判官の論述と憲法の教科書に出版された』 G.D.Rowe, (Review Section Symposium: The Legacy of Lochner) LOCHNER REVISIONISM REVISITED, 24 Law & Soc. Inquiry 221, at 222-223 (Winter, 1999)).
- (3) Holden v. Hardy, 169 U.S. 366 (1898).
- (4) The Bakeshop Act, 1895 that limited the hours a baker could work to ten hours a day and sixty hours a week.
- (5) See, e.g., Barry Friedman, THE HISTORY OF THE COUNTERMAJORITY DIFFICULTY, PART THREE: THE LESSON OF LOCHNER, 76 N.Y.U.L. Rev. 1383 (November, 2001); D.E.Bernstein, LOCHNER ERA REVISIONISM, REVISED: LOCHNER AND THE ORIGINS OF FUNDAMENTAL RIGHTS CONSTITUTIONALISM, 92 Geo. L.J. 1 (November, 2003); David A. Strauss, WHY WAS LOCHNER WRONG?, 70 U. Chi. L. Rev. 373 (Winter, 2003); Paul Kens, LOCHNER v. NEW YORK: TRADITION OR CHANGE IN CONSTITUTIONAL LAW?, 1 N.Y.U.J.L. & Liberty 404 (2005); Trevor W.Morrison, LAMENTING LOCHNER'S LOSS: RANDY BARNETT'S CASE FOR A LIBERTARIAN CONSTITUTION, 90 Cornell L. Rev. 839 (March, 2005); Jack M.Balkin, "WRONG THE DAY IT WAS DECIDED": LOCHNER AND CONSTITUTIONAL HISTORICISM, 85 B.U.L. Rev. 671 (2005).
- (6) See, Matthew J.Lindsay, IN SEARCH OF "LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALISM", 123 Harv.L. Rev.F. 55 (March, 2010).

(～) Michael J.Phillips, HOW MANY TIMES WAS LOCHNER-ERA SUBSTANTIVE DUE PROCESS EFFECTIVE,48 Mercer L. Rev.1049, at 1049(Spring,1997).

Lochner 評也せり ～ 評也「自由放任主義的立憲主義時代」アルテラニスム (David N.Mayer,SUBSTANTIVE DUE PROCESS REDISCOVERED:THE RISE AND FALL OF LIBERTY OF CONTRACT,60 Mercer L. Rev.563,at 564 (Winter,2009))。評也せり ～ 九〇〇年～九二〇年と續けた所を G.Sidney Buchanan,A VERY RATIONAL COURT,30 Hous.L. Rev.1509 (Winter,1993))。

(∞) Michael A.Ross, (Book Reviews) PAUL KENS,LOCHNER v. NEW YORK:ECONOMIC REGULATION ON TRIAL, LAWRENCE:UNIVERSITY OF KANSAS PRESS,1988. PP.IX,18 Law & Hist. Rev.707 (Fall,2000).

(σ) See,P.Kens, supra note 5,at 404.

社会論者からいぐるに主張するが如きながら、Herbert Spencer の社会静学論を連想したが批判したのは、Lochner 評事件に対する意見を述べた Oliver Wendell Holmes 評論家 (Lochner 198 U.S.,at 75 (Holmes,J.,dissenting))。

(Ω) See,Aviam Soifer, THE PARADOX OF PATERNALISM AND LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALISM:UNITED STATES SUPREME COURT,1888-1921,5 Law & Hist. Rev.249,at 250(1987);William M.Wieck,LIBERTY UNDER LAW:THE SUPREME COURT IN AMERICAN LIFE 123(1988);Bernard Schwartz,A HISTORY OF THE SUPREME COURT 190(1993) citing P.Kens, supra note 4,at 405FN2.

(Ω) Richard A.Epstein, THE MISTAKES OF 1937,11 Geo. Mason L. Rev.5(1988):PRIVATE PROPERTY AND THE POWER OF EMINENT DOMAIN 128(1985);Bernard H.Siegen,ECONOMIC LIBERTIES AND THE CONSTITUTION (1980);Michael J.Phillips,ENTRY RESTRICTIONS IN THE LOCHNER Court,4 Geo. Mason L. Rev.405(1996), (Note) RESURRECTING ECONOMIC RIGHTS:THE DOCTRINE OF ECONOMIC DUE PROCESS RECONSIDERED,103 Harv. L. Rev.1363(1990).

因みに Black 評論家 Lochner 評事件を題して流れた原論を Allgeyer-Lochner-Adair-Coppage 憲法原論と呼べども (Lincoln

Lochner 評決の上翻訳の最近の評価断片 (書三)

七〇一 (一〇六四)

Fed. Labor Union v. Northwestern Iron & Metal Co.,33 U.S. 525,at 535 (1949)°

- (12) S.Mingram,TAKING LIBERTIES WITH LOCHNER:THE SUPREME COURT,WORKMEN'S COMPENSATION,AND THE STRUGGLE TO DEFINE LIBERTY IN THE PROGRESSIVE ERA,82 Or. L. Rev.779 (Fall,2003).

- (13) Martha T.McCluskey,EFFICIENCY AND SOCIAL CITIZENSHIP:CHALLENGING THE NEOLIBERAL ATTACK ON THE WELFARE STATE,78 Ind. L. J.783,at 789 (Summer,2003).

- (14) See,D.E.Bernstein,supra note 2,at 1,2.

- (15) 独創の自由とその歴史 David N.Mayer が発表した最も重要な論文 (D.N.Mayer,THE MYTH OF "LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALIS":LIBERTY OF CONTRACT DURING THE LOCHNER ERA,36 Hastings Const. L. Q.217,at 218FN5 (Winter,2009)) が、本稿によると、独創の歴史は、Lochner がもたらす自由の歴史ではない。米国は、Lochner の時代から現在まで、多くの区別がある。現代的な自由の歴史 (David E. Bernstein,LOCHNER'S LEGACY'S LEGACY,82 Tex. L. Rev.1,at 7FN24)°

- (16) Lochner 198 U.S. at 64 citing Joseph F.Morrissey,LOCHNER,LAWRENCE,AND LIBERTY,27 Ga. St. U.L. Rev.609 (Spring,2011) (added in parentheses by J.F.Mossey).

- (17) *Allgeyer v. Louisiana*,165 U.S. 578 (1897).

- (18) *Santa Clara County v. Southern Pacific Railroad Co.*,118 U.S. 394 (1886);*Mugler v. Kansas*,123 U.S. 623 (1887).

- (19) Lochner 198 U.S.,at 53.

- (20) See,Jed Rubenfeld,USINGS,at 1098FN122 (March,1993);Robert Brauneis, "THE FOUNDATION OF OUR 'REGULATORY TAKINGS' JURISPRUDENCE":THE MYTH AND MEANING OF JUSTICE HOLMESS'S OPINION IN

PENNSYLVANIA COAL CO. v. MAHON,106 Yale L. J. 613,at 675-676 (December,1996);Lawrence Berger,PUBLIC USE SUBSTANTIVE DUE PROCESS AND TAKINGS-AN INTEGRATION,74 Neb. L. Rev.843,848 (1995),etc..

- (21) E.g.Laurence H.Tribe,AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW 1344 (3d ed.2001);Gerald Gunter & Kathleen

Sullivan,CONSTITUTIONAL LAW 457 (14th ed. 2001);Kermit L.Hall,THE MAGIC MIRROR-LAW IN AMERICAN HISTORY 236(1989);Geoffrey R.Stone,et al. ,CONSTITUTIONAL LAW 712(4th ed. 2001).

(22) M.G.Collins,OCTOBER TERM,1896-EMBRACING DUE PROCESS,45 Am. J. Legal Hist. 71(January,2001).

「Lochner の時代」 ジュリイア・オーソラ達最高裁判所の Lewis Powell 裁事がもとより田舎者たが、やの通り方からされば、一九〇〇年に生じた裁判の主張は、Powell,J.,Moore v. City of East Cleveland,Ohio,431 U.S. 494,at 502 (1977)。尤も、この最初の用例は、Dicks v. Naff,415 U.S. 957 (1974) の弁護主意書に確認されるべきである(D.E.Bernstein,LOCHNER V. NEW YORK:A CENTENNIAL RETROSPECTIVE,83 Wash. U. L.Q.1469,at 1520FN(332) (2005))。

Allgeyer 事件の判決に先立つて、*Mugler v. Kansas*,1887 にせ、修正一四条の適正手続を条項の下の経済的に実体的な適正手続を構成すべき兆が存つた (123 U.S. 623(1887))。

たを、Ellen Frankel Paul は、「Lochner の時代の法廷」 (Old Court) あるいは「Lochner の時代の法廷」 あるべきの時代にてこそ、一八九七年から一九二一年までの間に、一九二一年までの間に、その間の説があるとして、(The 100th Anniversary of *Lochner v. New York*,198 U.S. 45 (1905) FREEDOM OF CONTRACT AND THE "POLITICAL ECONOMY" OF LOCHNER) OF LOCHNER v. NEW YORK,1 N.Y.U.J.L. & LIBERTY 515,at 516FN1 (2005))。

(23) *Chicago,Burlington & Quincy Railroad v. City of Chicago*,166 U.S. 226(1897).

(24) Allgeyer,165 U.S.,at 431-432.

(25) Ibid. at 589.

(26) *Holden v. Hardy*,169 U.S. 366 (1898).

(27) Ibid. at 388,392.

(28) *Otis v. Parker*,187 U.S. 606 (1903).

(29) *Northern Securities Co. v. U.S.*,193 U.S. 197 (1904).

(30) Lochner 198 U.S. ,at 53.

- (31) See,ibid. at 56.
- (32) *Adair v. United States*,208 U.S. 161 (2008).
- (33) *Coppage v. Kansas*, 236 U.S. 1 (1915).
- (34) *Adams v. Tanner*,244 U.S. 590 (1917).
- (35) Ibid. at 594,596-597.
- (36) *Hammer v. Dagenhart*,247 U.S. 251 (1918).
- (37) Ibid. at 276.
- (38) 259 U.S. 20 (1922).
- (39) *Duplex Printing Press Co. v. Deering*,254 U.S. 443 (1921).
- (40) Ibid. at 469.
- (41) See,Scott Baker,THE PENALTY DEFAULT CANON,72 Geo. Wash. L. Rev.663,at 699 (April,2004);see also Duplex,254 U.S. at 466-467. *Loewe v. Lawlor*,208 U.S. 274 (1908).
- (42) Duplex 254 U.S. at 478. Brandeis' Holmes & Clarke の審議は、反対意見であった (Duplex 254 U.S.,at 479ff.)^o
- (43) *Adkins et al.,Minimum WageBoard of District of Columbia, v. Children's Hospital of the District of Columbia*,261 U.S. 525 (1923).
- (44) 291 U.S. 502 (1934).
- (45) 297 U.S. 1 (1936).
- (46) 298 U.S. 238 (1936).
- (47) President Roosevelt citing Timothy C.Sansone, (Note) CONSTRICTING THE COMMERCE CLAUSE:SEMINOLE TRIBE AS AN EXTENSION OF LOPEZ AND NEW YORK,41 St.Louis U.L.J.1327,at 1330 (Fall,1997).
- (48) His Inaugural Address citing “Franklin D.Roosevelt” (www.whitehouse.gov/about/presidents/franklindroosevelt)

- (49) N.Devins, (Book Review) GOVERNMENT LAWYERS AND THE NEW DEAL,96 Colum.L. Rev.237,at 243 (January,1996).
- (50) Derek P.Langhouse,J.D., (Commentary) AN ESSAY:NOMINATIONS TO THE SUPREME COURT OF THE UNITED STATES:HISTORICAL LESSONS FOR TODAY'S DEBATE,205 Ed. Law Rep.553,at 561(March 9,2006).
- (51) *West Coast Hotel Co.* 300 U.S.,at 379.
- (52) See,Robert L.Kerr,NATURALIZING THE ARTIFICIAL CITIZEN:REPEATING LOCHNER'S ERROR IN CITIZENS UNITED v. FEDERAL ELECTION COMMISSION,15 Comm.L. & Pol'y,311(Autumn,2010).
- (53) See,Barry Friedman,THE HISTORY OF THE COUNTERMAJORITY DIFFICULTY,PART THREE:THE LESSON OF LOCHNER,76 N.Y.U.L. Rev.1383,at 1385(November,2001).
- (54) See,Lochner 198 U.S.,at 74-75(Holmes,J.,dissenting).
- (55) Ibid. at 76,89(Holmes,J.,dissenting).
- (56) See,G.Edward White,REVISITING SUBSTANTIVE DUE PROCESS AND HOLME'S LOCHNER DISSENT,63 Brook. L. Rev.87,at 89(1997).
- (57) Lochner 198 U.S.,at 65-70,73(Harlan,J.,dissenting).
- (58) West Coast Hotel Co.,300 U.S.,at 379.
- (59) Ibid. at 391.
- (60) Ibid. at 392.
- (61) See,ibid. See,*Knoxville Iron Co. v. Harbison*,183 U.S. 13(1901);*Patterson v. Eudora*,190 U.S. 169(1903);*McLean v.State of Arkansas*,211 U.S. 539(1909);*Bunting v. State of Oregon*,243 U.S. 426(1917);*New York Cent. R. Co. v. White*,243 U.S. 188(1917);*Mountain Timber Co. v. State of Washington*,243 U.S. 219(1917).
- (62) West Coast Hotel Co. 300 U.S.,at 393-394.

- (63) See.Ed R.Haden,JUDICIAL SELECTION:A PRAGMATIC APPROACH,24 Harv.J.L. & Pub. Pol'y 531,at 544FN37 (Spring,2001).

「司法積極主義」の歴史は、確かに異なる。本稿では、既に述べた通り文献の翻訳もしてある。

See,Craig Green,AN INTELLECTUAL HISTORY OF JUDICIAL ACTIVISM,58 Emory L.J.1195(2009).

- (64) J.W.Ely,Jr., (Book Review) ECONOMIC DUE PROCESS REVISITED,44 Vand. L. Rev.213 (January,1991).

- (65) David A Strauss, WHY WAS LOCHNER WRONG?,70 U. Chi. L. Rev.373,at 374 (Winter,2003).

- (66) See,U.S. Const. Art. I , §10,Cl.1.

- (67) J.W.Hurst citing James W.Ely,Jr., "TO PURSUE ANY LAWFUL TRADE OR AVOCATION":THE EVOLUTION OF UNENUMERATED ECONOMIC RIGHTS IN THE NINETEETH CENTURY,8 U. Pa. J. Const. L.917,at 948 (September,2006).

- (68) See,J.W.Ely,Jr.,ibid. at 948.

- (69) *Ogden v. Saunders*,25 U.S. 213,at 321(Marshall,C.J.,dissenting);K.L.McCaw,FREEDOM OF CONTRACT VERSUS THE ANTIDISTRIMINATION PRINCIPLE:A CRITICAL LOOK AT THE TENSION BETWEEN CONTRACTUAL FREEDOM AND ANTIDISTRIBUTION PROVISIONS,7 Seton Hall Const. L.J.195(Fall,1996).

- (70) Learned Hand,DUE PROCESS OF LAW AND THE EIGHT-HOUR DAY,21 Harv.L. Rev.495 (May,1908).

- (71) *Den ex dem. Murray v. Hoboken Land & Imp. Co.*,59 U.S. 272(1855);*Head v. Amoskeag Mfg. Co.*,113 U.S. 9(1885);*Warts v. Hoagland*,114 U.S. 606(1885);*Robertson v. Baldwin*,165 U.S. 275(1897);*St.Louis & S. F. R. Co. v. Mathews*,165 U.S. 1 (1897);*Patterson v. Eudora*,190 U.S. 169(1903).

- (72) L.Hand,supra note 70,at 497.

- (73) See,ibid. at 503.

- (74) R.Pound,LIBERTY OF CONTRACT,18 Yale L. J. 454,at 456-457(1909).

- (75) Adair:208 U.S.,at 173-175.
- (76) R.Pound が注目したのが Ward' Wright' Seager のIKのた社会学者である、その際、経済理論と労働立法に詳しつき Ely によれば、重要な立場である（supra note 74,at 454 FN3）。
- (77) R.Pound,supra note 74,at 454.
- (78) Ibid. at 455.
- (79) David N.Mayer,SUBSTANTIVE DUE PROCESS REDISCOVERED:THE RISE AND FALL OF CONTRACT,60 Mercer L. Rev.563,at 572 (Winter,2009).
- (80) R.Pound,supra note 74,at 457.
- (81) Ibid. at 455-456.
- (82) See,Herbert Hovenkamp,KNOWLEDGE ABOUT WELFARE:LEGAL REALISM AND THE SEPARATION OF LAW AND ECONOMICS,84 Minn. L. Rev.805,at 833 (April,2000).
- (83) R.Pound,supra note 74,at 464,479.
- (84) See,C.Warren,THE PROGRESSIVENESS OF THE UNITED STATES SUPREME COURT,13 Colum.L. Rev.294 (1913).
- (85) 補(②)参照。
- (86) Caroline Edwards,ARTICLE 2 OF THE UNIFORM COMMERCIAL CODE AND CONSUMER PROTECTION:THE REFUSAL TO EXPERIMENT,78 St.John's L. Rev.663,at 681 (Summer,2004).
- (87) Ellen Frankel Paul,FREEDOM AND THE "POLITICAL ECONOMY"OF LOCHNER v. NEW YORK,1 N.Y.U.J.L. & Liberty 515,at 517 (2005).
- (88) See,Kyle T.Murray,LOOKING FOR LOCHNER IN ALL THE WRONG PLACES:THE IOWA SUPREME COURT AND SUBSTANTIVE DUE PROCESS REVIEW,84 Iowa L. Rev.1141,at 1142 (August,1999);J.M.Balkin, supra note 5,at

684FN32.

(89) やれ以當、一九〇八年に「クーリング壁」における女性の労働時間を規制する立法が合憲いやれども (Muller v. Oregon,208 U.S. 412 (1908))⁹⁰。

(90) J.M.Balkin, supra note 5, at 684-685.

(91) D.E.Bernstein, LOCHNER ERA REVISIONISM, REVISED: LOCHNER AND THE ORIGINS OF FUNDAMENTAL RIGHTS CONSTITUTIONALISM, 92 Geo. L. J. 1, at 5FN12 (November, 2003). See, Guy Miller Struve, THE LESS-RESTRICTIVE ALTERNATIVE PRINCIPLE AND ECONOMIC DUE PROCESS, 80 Harv. L. Rev. 1463 (May, 1967).

(92) See, D.E.Bernstein, LOCHNER ERA REVISIONERISM, REVISED: LOCHNER AND THE ORIGINS OF FUNDAMENTAL RIGHTS CONSTITUTIONALISM, 92 Geo. L. J. 1, at 5FN14 (November, 2003).

(93) See, Aviam Soifer, THE PARADOX OF PATERNALISM AND LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALISM: UNITES STATES SUPREME COURT, 1888-1921, 5 Law & Hist. Rev. 249, at 250 (1987). See, Bernard Schwartz, A HISTORY OF THE SUPREME COURT 190 (1993); William M. Wiecek, LIBERTY UNDER LAW: THE SUPREME COURT IN AMERICAN LIFE 123 (1988).

(94) Robert C. Post, DEFENDING THE LIFEWORLD: SUBSTANTIVE DUE PROCESS IN THE TAFT COURT ERA, 78 B. U. L. Rev. 1489, at 1494 (1998), see also D.E.Bernstein, supra note 2, at 63.

(95) P.Kens, supra note 5, at 405.

(96) See, J. Choper, THE SUPREME COURT AND THE NATIONAL POLITICAL PROCESS (1980); J. Ely, DEMOCRACY AND DISTRUST (1980); M. Perry, THE CONSTITUTION, THE COURTS, AND HUMAN RIGHTS (1982).

(97) *Williamson v. Lee Optical*, 348 U.S. 483 (1955); *Ferguson v. Skrupa*, 372 U.S. 726 (1963); *Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479 (1965); *Dandridge v. Williams*, 397 U.S. 471 (1970); *Bowers v. Hardwick*, 478 U.S. 186 (1986).

(98) C.R.Sunstein citing D.E.Bernstein, supra note 2, at 1; C.R.Sunstein, LOCHNER'S LEGACY, 87 Colum. L. Rev. 873, at 903

(June,1987).

- (99) See,Jim Chen,THE SECOND COMING OF SMYTH V. AMES,77 Texas L. Rev.1535 (May,1999);Melvyn Durchslag,VILLAGE OF EUCLID V. AMBLER REALITY CO.,SEVENTY-FIVE YEARS LATER:THIS IS NOT YOUR FATHER'S ZONING ORDINANCE,51 Case W. Res. L. Rev.645 (Summer,2001);Gary Minda,DENIAL:NOT JUST A RIVER IN EGYPT,22 Cardozo L. Rev.901 (March,2001);Ann Woolhandler,Michael G.Collins,THE ARTICLE III,87 Va. L. Rev.587 (June,2001) citing D.E.Bernstein,supra note 2,at 1,17,17FN74.
- (100) D.E.Bernstein,supra note 2,at 19-20.
- (101) Lochner 198 U.S.,at 58-61.
- (102) See,D.A.Strauss,WHY WAS LOCHNER WRONG?,70 U. Chi. L. Rev.373,at 375,381ff. (Winter,2003).
- (103) See,P.Kens,supra note 5,at 410-411.
- (104) Ibid. at 411.
- (105) Michael Les Benedict,LAISSEZ-FAIRE AND LIBERTY:A RE-EVALUATION OF THE MEANING AND ORIGINS OF LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALISM,3 Law & Hist. Rev.293 (1985).
- (106) D.N.Mayer,SUBSTANTIVE DUE PROCESS REDISCOVERED:THE RISE AND FALL OF LIBERTY OF CONTRACT,60 Mercer L. Rev.563 (Winter,2009).
- (107) 「社會的立法」 ジャン・ルイ・ブルジョワ 『元主張後半』 ～ ベニエヌー・コカ法に燃焼したが、連邦最高裁判所がそれを初々使用したのは、19世紀中期の「アーヴィング法」(D.N.Mayer,ibid. at 225FN37)。
- (108) *United States v. Carolene Products Co.*,304 U.S. 144,at 152,153 (1938).
- (109) D.N.Mayer,THE MYTH OF “LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALISM”:LIBERTY OF CONTRACT DURING THE LOCHNER ERA,36 Hastings Const. L. Q.217,at 225 (Winter,2009).
- (110) Ibid. at 227,258,283,284 etc..

- (111) *Griswold v. Connecticut*,381 U.S. 479 (1965);Copyright (c) 2012 Harvard Law Review Association, (Recent Book)
REHABILITATING LOCHNER:REFENDING INDIVIDUAL RIGHTS AGAINST PROGRESSIVE REFORM. BY DAVID
E. BERNSTEIN. ILL. :UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS. 2011. PP.VIII. 194. \$34.99. at 1124 (February,2012).
- (112) I.Bertrum,THE CONSTITUTIONAL CANON AS ARGUMENTATIVE METONYMY,18Wm. & Mary Bill Rts.J.327,at
347 (December,2009).
- (113) Ibid. at 348.
- (114) See,ibid. at 357.
- (115) J.M.Balkin,supra note 5,at 677.
- (116) *Bunting* 243 U.S.,at 426.
- (117) J.M.Balkin,supra note 5,at 696-697.
- (118) Joint opinion citing J.M.Balkin,supra note 5,at 678.
- (119) M.Tushnet, (LegalScholarship Symposium:The Scholarship of Sanford Levinson) SELF-HISTORISM,38 Tulsa L.
Rev.771,at 774 (June,2005).
- (120) J.M.Balkin,supra note 5,at 712-713.
- (121) Douglas E.Abrams,LOCHNER V. NEW YORK (1905) AND KENNEDY V. LOUISIANA (2008):JUDICIAL RELIANCE
ON ADVERSARY ARGUMENT,39 Hastings Const. L. Q.179,at 185(Fall,2011).
- (122) See,*Harper v. Virginia Bd. of Elections*,383 U.S. 663(1966);Frank I.Michelman,FORWARD:ON PROTECTING THE
POOR THROUGH THE FOURTEENTH AMENDMENT,83 Harv. L. Rev.7 (November,1969).
- Dennis D.Hirsch,THE RIGHT TO ECONOMIC OPPORTUNITY:MAKING SENSE OF THE SUPREME COURT'S
welfare rights decision,58 U. Pitt. L. Rev.109,at 109FN1 (Fall,1196).
- (123) *Boddie v.Connecticut*,401 U.S. 371 (1971).

(124) *Griswold v. Connecticut*,381 U.S. 489 (1965). ハウスホールド法 *Meyer v. Nebraska*,262 U.S. 390 (1923) & *Pierce v. Society of Sisters of the Holy Names of Jesus and Mary*,268 U.S. 510 (1925) が示すところ (Griswold 381 U.S.,at 481-482)。

(125) *Roe v. Wade*,410 U.S. 113 (1973).

(126) J.H.Ely,THE WAGES OF CRYING:A COMMENT ON ROE V. WADE,82 Yale L. J. 920,at 944 (April,1973).

(127) See,Martha T.McCluskey,EFFICIENCY AND SOCIAL CITIZENSHIP:CHALLENGING THE NEOLIBERAL ATTACK ON THE WELFARE STATE,78 Ind. L. J. 783,at 795-796 (Summer,2003);Martha T.McCluskey,EFFICIENCY AND SOCIAL CITIZENSHIP:CHALLENGING THE NEOLIBERAL ATTACK ON THE WELFARE STATE,78 Ind. L. J. 783,at 798 (Summer,2003).

(128) See,Sujit Choudhry,THE LOCHNER ERA AND COMPARATIVE CONSTITUTIONALISM,2 Int'l J. Const. L. 1,at 11-12 (January,2004);Peer Zumbansen, (2006 Symposium:Globalization and the New Politics of Labor Indiana University School of Law-Bloomington February 11-12,2005) THE PARALLEL WORLDS OF CORPORATE GOVERNANCE AND LABOR LAW,13 Ind. J. Global Legal Stud. 261,at 305-306 (Winter,2006).

